

改正

昭和50年1月30日水道規程第1号
昭和50年10月1日水道規程第3号
昭和53年7月1日水道規程第1号
昭和54年3月30日水道規程第1号
昭和54年11月27日水道規程第2号
昭和55年9月1日水道規程第3号
昭和56年11月18日水道規程第1号
昭和57年3月29日水道規程第1号
昭和58年3月25日水道規程第2号
昭和59年3月24日水道規程第1号
平成5年12月22日水道訓令第1号
平成10年3月23日水道訓令第1号
平成13年3月29日水道訓令第3号
平成15年3月20日水道訓令第1号
平成20年2月22日水道訓令第3号
平成20年7月1日水道訓令第1号
平成21年3月30日水道訓令第9号

川南町水道事業給水条例施行規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、川南町水道事業給水条例（平成10年川南町条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(工事申込書の提出)

第2条 条例第4条の規定により、工事の申込みをしようとする者は、様式第1号により申込書を提出しなければならない。

(利害関係人の同意書等の提出)

第3条 条例第6条第3項の規定により提出する利害関係人の同意書は次の区分による。

(1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、当該給水装置所有者の同意書

(2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、土地所有者の同意書

(3) その他必要があるときは、利害関係人の同意書又は申込者の誓約書

(設計及び標準図)

第4条 給水装置の設計書及び標準図は別表第1による。

(工事費の算出方法)

第5条 条例第8条に規定する工事費の算出方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 材料費は、工事に使用する材料の数量に管理者の権限を行う町長（以下「町長」という。）が定めた単価を乗じて算出する。

(2) 運搬費は、町長が定めた額で算出する。

(3) 労力費は、町長が定めた歩掛表により算出する。

(4) 道路復旧費は、道路管理者が定めるところによる。ただし、その定めがない場合は、町長が定める。

(5) 間接経費（損料、事務費）は、材料費と労力費の合計額に100分の16を乗じた額とする。ただし、町長が必要と認めるときは、その額を減免することができる。

(分岐)

第6条 給水管は、原則として、分岐サドル又は丁字管（鋳鉄管）を使用して配水管から分岐する。

2 前項の分岐を施工する場合は、工事業者（以下「指定工事業者」という。）は、町長が命ずる職員の立会いを要し、当該工事施工1週間前に届けなければならない。

(給水管の口径)

第7条 給水管の口径は、分岐する配水管より小径とする。

(公道の掘さく)

第8条 公道の掘さく工事は、道路管理者の占用許可及び警察署の許可を得て施工する。

(給水装置の構造及び材質)

第9条 給水装置の構造及び材質については、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び給水装置の構造及び材質の基準に関して定められる厚生労働省令等の基準に適合するものでなければならない。

(給水管の分岐)

第10条 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から30センチメートル以上離さなければならない。

2 給水管の管径に応じて、分水栓、丁字管又は割丁字管を使用すること。

- 3 サドル分水栓等のせん孔端面には、腐食防止のため適切なコアを装着しなければならない。

(給水管の埋設深度)

第11条 給水管の埋設は、公道において工被1.2メートル、その他の道路においては0.6メートルを原則とする。ただし、宅地内は30センチメートル以上とすることができる。

- 2 給水管が側溝を横断する場合は、側溝の下とする。ただし、特別な事情により横架する場合は、鋼管又は防護管を使用するものとする。

(止水栓の設置並びに位置)

第12条 止水栓又は仕切弁は、宅地内で町長が指定する安全な位置に量水器と同一ボックス内に設置する。

- 2 止水栓又は仕切弁は、ボックスにより保護する。

(水道メーターの設置)

第13条 メーターは給水管と同口径を標準とし、給水栓より低位置で止水栓と同一ボックス内に水平に設置する。

- 2 メーターの取付け及び取りはずしは、町が行う。ただし、町長が認めたときは、指定工事業者に施工させることができる。
- 3 メーターは安全かつ清潔で、検針に便なる箇所に設置し、取替えを容易にするため伸縮継手を使用する。
- 4 給水装置所有者は、メーターの設置場所において、点検又は機能を妨害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。
- 5 前項の規定に違反したときは、給水装置所有者に原状回復を命じ、履行しないときは町が施工してその費用を徴収することができる。
- 6 町長が必要と認めるときは、メーターの設置場所を変更させることができる。

(メーターの設置基準)

第13条の2 条例第16条の規定によるメーターは、1戸1事業所又は1箇所に1個設置するものとする。ただし、受水槽を設け給水を受ける集合住宅で、その建物の所有者又は管理人が申出により各戸ごとにメーターの検針、料金の徴収を希望する場合は、その者との契約により各戸ごとにメーターを設置することができる。

第14条 削除

(施工方法)

第15条 工事の施工に際し断水して行う場合は、断水区域、日時を当該区域に予告しなければならない

ない。

- 2 異形管には、分水栓を取り付け、切断して使用してはならない。
- 3 給水管の周囲に固形物等を埋め戻さないよう十分注意して施工すること。
- 4 壁内埋込管は、水道用亜鉛引鋼管とする。
- 5 2階以上に配管するときは、立上り線の下の地中のバルブを取り付けバルブの下流側にユニオンナットを使用すること。
- 6 水槽等に給水する場合は落とし込みとし、異質水の逆流のおそれのないよう投入口と満水面を20センチメートル以上離さなければならない。

(私設消火栓の封印)

第16条 私設消火栓は、町が封印する。

- 2 私設消火栓を消防のため使用したときは、速やかに町長に届け出て再び封印を受けなければならない。

(竣工検査)

第17条 工事が竣工したときは、直ちに竣工届を提出し、町長が指定する職員の検査を受けなければならない。

- 2 工期が長期にわたるか又は完成の際検査のできない箇所は、施工中に中間検査を受けなければならない。
- 3 埋設管は、埋戻し前に検査を受けなければならない。
- 4 竣工検査の結果、不良品の使用、不備不完全な箇所は、検査員の指示により直ちに取替え又は補修等の手直しをしなければならない。

(開閉栓)

第18条 止水栓の開閉は、町が行う。

- 2 新設の場合には、検査終了後開栓の手続をしなければならない。

(禁止事項)

第19条 次に掲げる事項は、禁止する。

- (1) 工事の無許可施工
- (2) 工事施工に際し無断断水をすること。
- (3) 配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプと給水装置を直結すること。
- (4) 水道以外の水源の供給管又は装置との連絡をすること。

(水量の認定)

第20条 条例第25条の規定による使用水量の認定は、次の各号の一による。ただし、所有者、管理人若しくは使用者の責に帰すると認めたときはこの限りでない。

- (1) 前3月の使用水量の実績により認定する。
- (2) 前年度同期の使用水量の実績により認定する。
- (3) 前2号により難いときは見積りによること。

(料金の納入期限)

第21条 料金の納入期限は、料金算定月の末日とする。ただし、3月算定分については、3月27日とする。

(指定店における施工制限)

第22条 指定工事業者が工事の設計及び施工を行うときは、工事の施工方法及び使用材料等については本訓令による。その他の事項については、町長の指示に従うものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理等)

第23条 条例第38条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、宮崎県小規模簡易専用水道の維持管理等に関する指導要綱（昭和61年4月1日定め）に定める管理基準に基づいた管理、及び管理の状況に関する検査の実施に努めなければならない。

附 則

この規程は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年1月30日水道規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月1日水道規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年10月1日から適用する。

附 則（昭和53年7月1日水道規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則（昭和54年3月30日水道規程第1号）

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年11月27日水道規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年9月1日水道規程第3号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年11月18日水道規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年3月29日水道規程第1号）

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月25日水道規程第2号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月24日水道規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和59年4月1日から適用する。

附 則（平成5年12月22日水道訓令第1号）

この規程は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則（平成10年3月23日水道訓令第1号）

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月29日水道訓令第3号）

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成15年3月20日水道訓令第1号）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年2月22日水道訓令第3号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成20年7月1日水道訓令第1号）

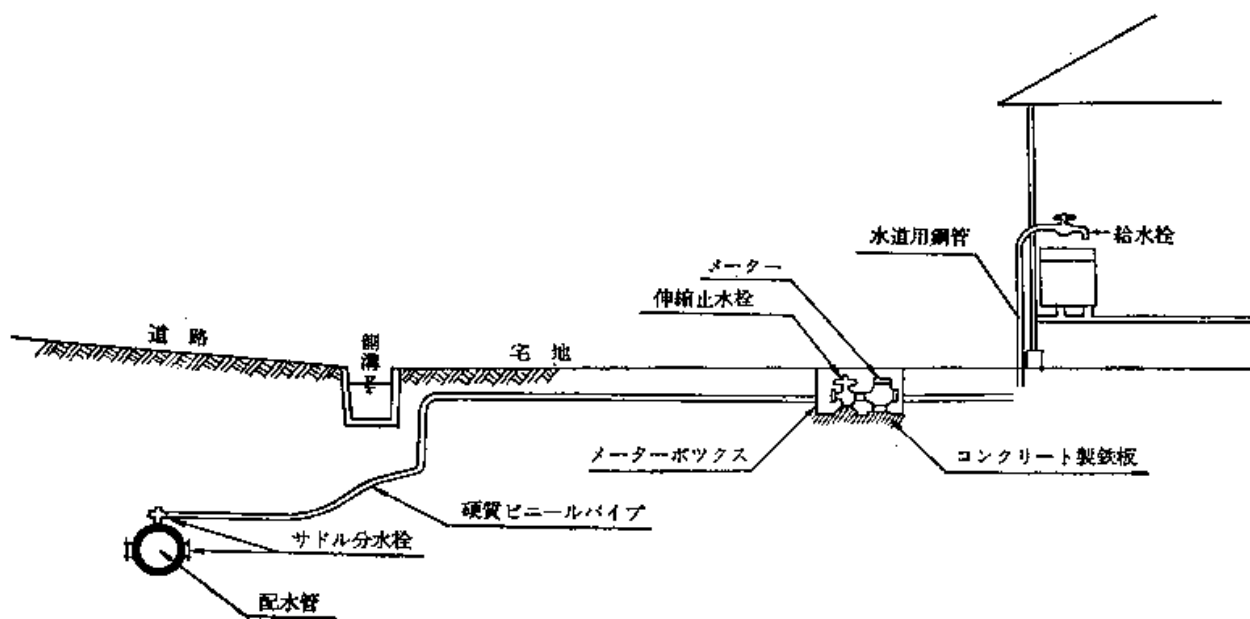
この訓令は、公表の日から施行する。

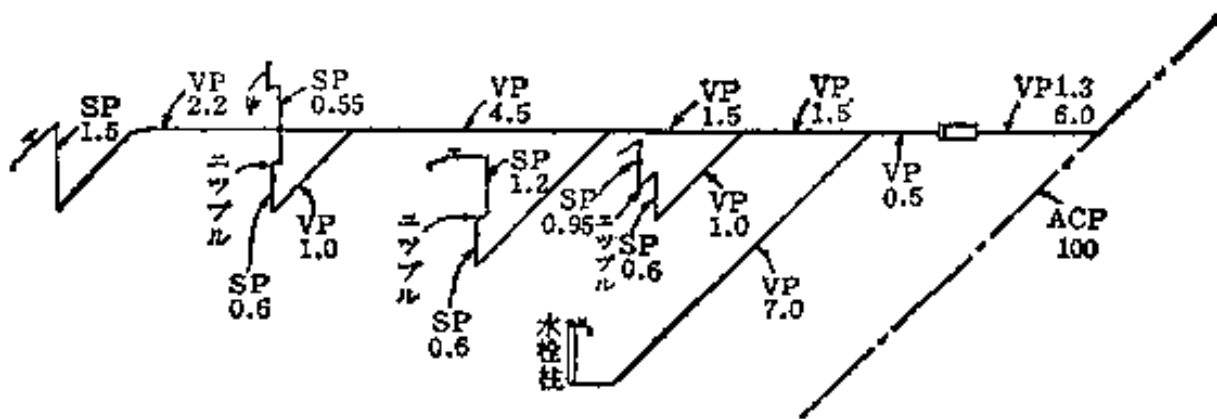
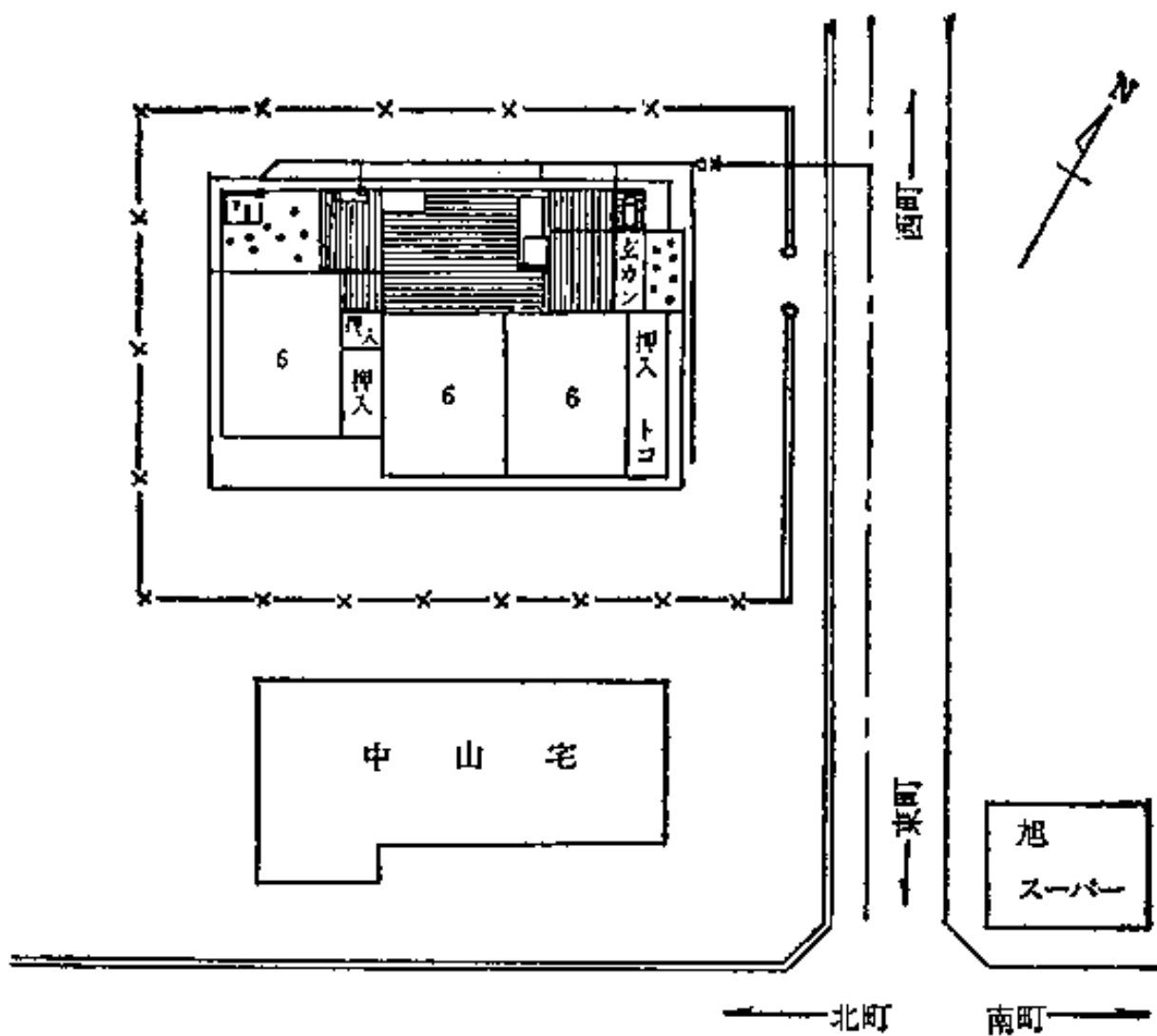
附 則（平成21年3月30日水道訓令第9号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

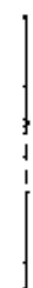
別表第1（第4条関係）

給水装置標準図

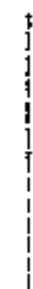




給 水 装 置 の 標 示



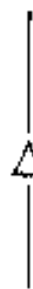
既 設 管



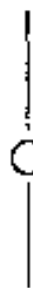
新 設 鋼 管



量 水 器



水 栓 ソ ケ ッ ト



ス ト リ ス バ ル ブ



ス ト ッ プ バ ル ブ



逆 止 弁



制 水 弁



防 護 管



交 叉 管



給水管



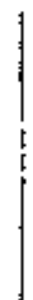
コンクリート栓



消火栓



並水栓



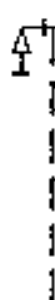
新設ビニール



胴長管



// 鉛管



衛生カラン



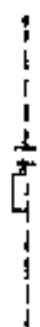
止水管



立カラン



アングル付交カ
ラン



フ ラ ン ジ



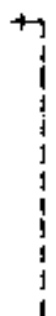
大便フラッシュ



ユ ニ オ ン



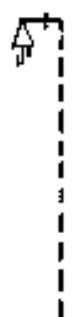
ホースカラン



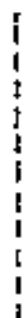
ボ ー ル タ ッ プ



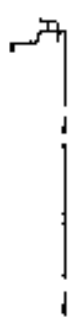
水 香 水 栓



シ ヤ ワ ー



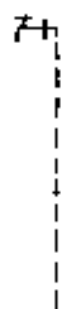
撤 去 管



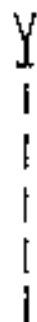
自 在 栓



小便カラン



共用栓



台付水香水栓



地下撒水栓

示 標 般



貯 水 槽



大 便 器



小 便 器



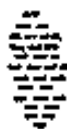
堤



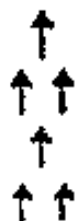
山



池



草 地



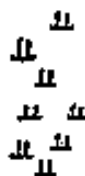
竹 林



樹 木



バ ス 停 留 所



田



畑



庭 木



井 戸



洗 し



道 路



一 般 垣



石 垣



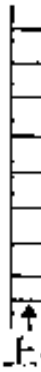
門



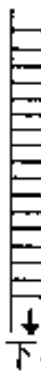
コンクリート叩き



敷 石



階 段



//



鉄 道 (国 有)



私 鉄 道



河 川



橋



下 水



神 社



仏 閣



学 校



郵便局及ポスト



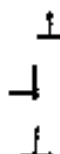
警察署及派出所



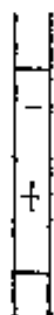
消 防 署



高 塔



墓 地



病 院



家 庭



隣 接 家 屋

別表第 2（第 9 条関係）

給水装置の材質

種別	規格	記号	摘要
水道用鋼管	J I S G 3422号	S G P W 水	赤文字
硬質ビニール管	〃 K 6742・J W W A K 105		
鋼管継手類	〃 B 2302号	水	
ビニール管〃	〃 K 6743・J W W A K 106	商標を標示する	
横水栓	〃 B 2061号の B 型	〃	東陶、伊奈製陶 北村バルブ 田淵製作所 友工社 佐野鉄工所
胴長水栓	〃 〃	〃	
衛生水栓	〃 〃	〃	
自在水栓	〃 〃	〃	
その他の栓	〃 〃	〃	
弁類	〃 2201号又は2023号		

別表第 3（第10条関係）

分水栓の立込並びに間隔

配水管口径	分水栓口径	分岐間隔	同一箇所における分岐数
75mm	20mm以下	0.5m以上	2 個以内
100mm 150mm	25 〃	0.3 〃	3 〃
200mm以上	25 〃	0.3 〃	4 〃

様式第 1 号（第 2 条関係）

給 水 装 置 工 事 承 認 願					承認番号第		号			
受付	年	月	日	工 事 種 別				用 途		
承認	年	月	日	新 設 (白)	新 設 分岐新設 臨時 栓 より新設	臨時 栓 (赤)	臨時栓	増 改 造 (青)	増 設 布 設 替 設 移 設 撤 去	一般用 臨時栓 その他 ()
給 水 装 置 工 事 申 込 書										
年 月 日										
川南町水道事業管理者										
川南町長 殿										
申 込 者 住 所										
(給水装置所有者) 氏 名 印										
次のとおり給水装置の工事を申し込みます。										
設 置 場 所	川南町 番地				地 区					
申込人住所	川南町 番地				氏名	印				
使用者住所	川南町 番地				氏名					
承 認	課 長	係 長	審 査	受 付	承認条件					
指定水道工事店名					返却理由					
印					責 任 技術者	印				